

①精華町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要（案）

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

子ども・子育て支援新制度においては、「地域型保育事業」4類型が新たな市町村の認可事業として位置づけられており、市町村は、条例により、地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定めることとされている。

<地域型保育事業の類型>

類 型	内 容	事業主体
家庭的保育 (定員 5 人以下)	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施。保育者の居宅その他の場所で保育を行う。	市町村 民間事業者等
小規模保育 (定員 6～19 人)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施。保育を目的とした様々なスペースで行う。 ・ A型（保育所分園に近い類型） ・ B型（中間型） ・ C型（家庭的保育に近い類型） の 3 類型	市町村 民間事業者等
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。地域において保育を必要とする子どもにも、保育を提供する。	事業主等
居宅訪問型保育	保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する。 ※障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育、母子家庭等の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育等	市町村 民間事業者等

2 本町の定める基準（案）

家庭的保育事業等の設備及び運営の基準の骨子（案）については、別添のとおり